

【家庭・地域・職場】

- 広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、酒気を帯びた人には、車両等を運転させない。
- 飲酒運転“周辺者3罪”の撲滅
 - ・飲酒運転をするおそれのある人に、車両等を提供しない
 - ・飲酒運転をするおそれのある人に、酒類の提供をしたり、飲酒を勧めない
 - ・運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しない
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 常習飲酒運転者対策を強力に推進し、広く県民に対して飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進める。
- 各種広報媒体を活用し、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を推進する。
- 自動車運送業者の営業所等では、アルコール感知器を準備し運行前の活用を促進する。

重点5 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

交通事故の特徴を踏まえ、交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動を推進し、交通死亡事故等の抑止を図る。

【シルバー】(高齢者事故の防止)

- 「高齢者が見えたらスローダウン」など高齢者にやさしい運転を実践する。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材等を着用するなど、運転者から発見されやすいように工夫する。
- 道路を横断する時は、接近する自動車の速度を十分確認し、余裕のある横断時間を確保したうえで横断を開始する。

【スロー】(ゆとりある速度の実践)

- 歩行者や自転車の急な飛び出しに対応できるよう動きを十分確認し、安全な速度で走行する。
- 高速度で走行する危険性を十分認識し、交通規制に沿った安全速度を励行する。

【シー】(交差点・踏切事故の防止)

- 交差点を通行する際は、優先道路の有無にかかわらず、左右の安全確認を十分に行う。
- 一時停止規制のある場所では、確実に一時停止するとともに、左右の安全確認を十分に行い、出合頭事故の防止に努める。
- 踏切を通過する際は、踏切の手前で確実に一時停止し、前方左右の安全確認を行うほか、作動中の警報器を無視するなど踏切への無理な侵入をしない。
- 踏切内で閉じ込められたときや立ち往生した時は、遮断棒を折って脱出するか、非常ボタンや発煙筒により列車を止める手配を行う。



平成26年 年末の交通安全県民運動実施要綱

福井県交通対策協議会

第1 目 的

この運動は、年末を迎えて飲酒の機会が多くなり、また、降雪や路面凍結、交通混雑等の道路交通環境の悪化による交通事故の増加が懸念されることから、県民一人ひとりが交通ルールを遵守するとともに、正しい交通マナーの実践を徹底することにより、交通事故を防止することを目的とする。

第2 期 間

平成26年12月11日(木)から12月20日(土)までの10日間

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン

- 【シルバー】 おでかけは 明るい時間と目立つ服 ルールを守って事故防止
- 【スロー】 気持ちに余裕 時間に余裕 運転する時のマイルール
- 【シー】 交差点 譲るやさしさ 待つゆとり
- 【脱!クルマ依存社会】 クルマより 歩いてみよっさ 新習慣
- 【飲酒運転根絶】 家族の誓い「しない・させない 飲酒運転」
- 【北陸三県統一】 ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路

第5 統一行動日

平成26年12月11日(木)「一斉街頭活動日」

第6の実施機関・団体が、県下一斉に交通安全街頭啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第7 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、それぞれに創意工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施し、また、あらゆる広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民に対する交通安全意識の啓発に努めるものとする。その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴え、理解の増進に努めるものとする。

第8 運動の重点と取組み

《運動の重点》

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止（北陸三県統一）
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止
- 3 雪寒期の交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 交通安全新3S（シルバー・スロー・シー）運動の推進

重点1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と、夜間の交通事故を防止する。

【運転者】

- 夕暮れ時は自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間のハイビーム運動やスピードダウンの励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。

【歩行者・自転車利用者】

- 夕暮れ時から夜間にかけて外出するときは、明るい服装や反射材用品を着用する。
- 交通ルールを遵守した自転車の安全利用や正しい通行方法を周知させ、正しい交通行動を実践する。

【家庭・地域・職場】

- 歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するために、夕暮れ時と夜間の危険性を認識・理解させる交通安全教育等を推進する。
- 歩行者や自転車利用者に対し、反射材用品の活用と「自転車安全利用五則」の遵守を呼びかける。

重点2 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者は交通安全意識の高揚を、一般の運転者には子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図り、子どもと高齢者の交通事故を防止する。

【高齢者】

- 参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールやマナーの理解を高めるとともに、自己の運動能力等を的確に認識して、歩行中や自転車乗用中における左右の安全確認等の安全行動を実践する。
- 高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体機能や運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転に心がける。

【運転者】

- 子どもや高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）、および高齢運転者標識を表示した車を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、高齢者に配慮した思いやりのある運転に心がける。

【家庭・地域・職場】

- 子どもと高齢者の交通安全について家庭等で話し合い、子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守、反射材用品等の活用についての「声かけ」を励行する等、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
- 交差点では子どもと高齢歩行者に対する保護・誘導活動を推進する。
- 交通安全講習会の開催や、あんしん歩行エリア等の交通安全総点検を実施し、子どもと高齢者に対する保護意識の高揚に努める。

重点3 雪寒期の交通事故防止

道路条件に応じた適正な運転操作に心がけ、スリップ事故等冬場特有の事故を防止する。

【運転者】

- 凍結・積雪に備え、早めに冬用タイヤに交換する。
- 凍結時、積雪時はスリップする危険があることを十分理解し、スピードダウンの徹底や急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急のつく操作を避けるほか、十分な車間距離を確保などして事故防止を図る。
- 視界不良の時は、前方をよく見て徐行するとともに、早めのライト点灯を実施する。

【家庭・地域・職場】

- 凍結・積雪に備え、早めに冬用タイヤに交換するよう呼びかける。
- 天候と路面状況に応じた安全運転を呼びかける。
- 凍結時、積雪時はスリップする危険があることを話し合い、スピードダウンの徹底や早めのライト点灯等の「声かけ」を行う。

重点4 飲酒運転の根絶

広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶する。

【運転者】

- 飲酒運転に係る罰則及び行政処分が大幅に強化されたことをよく認識し、絶対に酒気を帯びた状態で車両等を運転しない。